

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 交際費に含めない飲食費の判定

**Q** : 今年度の税制改正で、一人当たり5千円以下の飲食費は、損金算入できることになったようですが、ゴルフ接待での飲食費なども対象になるのですか？

**A** : ゴルフ接待での飲食は対象になりません。

### 【解説】

すでにご承知のとおり、今年度の税制改正において、一人あたり5千円の飲食費が損金算入できることとなりました。

この飲食費の判定については、次のように取り扱われることとなります。

- ① ゴルフ接待に付随する飲食費  
ゴルフ接待という一連の行為の中で行われる飲食は、ゴルフに付随する交際費と考えられますので、その支出がたとえ別であったとしても5千円基準の対象とすることはできません。もちろん、ゴルフ場への支払い代金から抜き出すことも認められません。
- ② ホテルでの飲食費  
ホテルで飲食する場合には、サービス料やチャージ料がかかる場合がありますが、こうしたものについては飲食代金と不可分ですから、これを含めたところで判定することになります。
- ③ 二次会、三次会の飲食費  
二次会、三次会と店を変えるような場合は、店ごとに5千円基準を適用して判定します。

